

竹田市いじめ防止基本方針

令和5年2月一部改正
竹田市教育委員会

竹田市いじめ防止基本方針

目次

はじめに	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関すること	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめに対する基本的な認識	2
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
II いじめ防止等のための対策の内容に関すること	
1 竹田市が実施する施策	4
2 竹田市教育委員会における取組	5
3 学校における取組	6
III 重大事態への対処	
1 重大事態の意味	8
2 重大事態の発生	8
3 竹田市及び竹田市教育委員会における取組	8
IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
重大事態発生時の対応	10

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国は児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携を図りながらいじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 11 条第 1 項（以下「法」）の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的方針」（平成 25 年 10 月決定平成 29 年 3 月最終改定）を定めた。法第 12 条では、地方公共団体は国の基本方針を参酌しながら、地方いじめ防止基本方針を定めることを努力義務としており、さらに第 13 条では、学校において国または地方いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることを求めている。

これをうけ、本市ではいじめ防止等の対策はいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指していじめ防止等のための取組を定めるために、平成 29 年 6 月に「竹田市いじめ防止基本方針」を定めた。

このうち、文部科学省は「生徒指導提要」を令和 4 年 12 月、12 年ぶりに改訂し、この中で、各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有や、学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築を求めている。

本市がいじめ防止基本方針を定めてから 5 年が経過することから、現状に即したいじめ防止の対策を一層推進するため、市の基本方針を改訂することとした。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関すること

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法第 3 条に示されているように、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめの定義

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 過去において「いじめ」の定義は変遷している。いじめ防止対策推進法が平成 25 年に施行される以前は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、次のように定義された。

【平成6年度から】

「いじめ」とは、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする。

【平成18年度から】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、人間として許されない卑怯な行為である。
- (2) いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (3) いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生ずるものではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となる。
- (5) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快かつ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊

重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めその改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりは未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、「いじめ相談電話」(63-3933)「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310)等の電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有している(法第9条)。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるとともに温かな人間関係の中で、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。

また、いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネットやSNS等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから、家庭での取り組みに加え、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

さらに、いじめは校外においても行われることもあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要

な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や市教育委員会と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県生徒指導支援チーム」の積極的な活用やスクールサポーター等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

II いじめ防止等のための対策の内容に関すること

1 竹田市が実施する施策

[いじめ防止対策推進法 第14条第1項]

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 竹田市いじめ・不登校等対策四者連絡会議の設置

法第14条1項により、いじめの防止等に向けて、市や地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する「竹田いじめ・不登校等対策四者連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

① 連絡会議の構成員

連絡会議は、大分県教育委員会（竹田教育事務所）、学校、竹田市教育委員会、竹田市社会福祉課、教育支援センター「サフラン」、スクールソーシャルワーカーなど関係機関の代表等で構成される。

② 連絡会議の役割

連絡会議では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について情報共有及び協議等を行う。

ア 市の基本方針に基づく各団体等の取組状況

イ いじめに関する学校の現状や課題

ウ いじめの防止に向けた効果的な取組

エ いじめの防止等に向けた団体間の連携と調整

オ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直しなど

(2) 竹田市いじめ問題専門委員会の設置

[いじめ防止対策推進法 第14条第3項]

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

[いじめ防止対策推進法 第24条]

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

教育委員会は、法第14条3項により、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として「竹田市いじめ問題専門委員会」を設置する。（以下「専門委員会」という。）本組織は、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとする。

① 専門委員会の構成員

専門委員会の組織の構成は、弁護士・医療・学識経験者・心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者等で構成する。なお、調査を行う場合にはいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保する。

② 専門委員会の役割

ア 市の基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策検討するため専門的知見からの支援を行う。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な助言・支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 学校長の要請に基づき専門委員を学校に派遣する。

エ 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が法第24条に基づく調査を行う場合には、専門的知見から助言を行う。

2 竹田市教育委員会における取組

(1) いじめの未然防止に対する取組

- ① いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度又は救済制度等についての広報や啓発を行う。
- ② 子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図る。
- ③ インターネット・SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の一層の推進を図る。
- ④ 学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援する。
- ⑤ いじめの防止等に関わる研修を企画・実施する。
- ⑥ いじめの防止等、学校課題解決のための教職員組織の充実に努める。
- ⑦ いじめの防止等、学校課題解決のための校務の効率化を支援する。
- ⑧ 児童生徒理解のための学級満足度調査等を用いた集団のアセスメントを進める。
- ⑨ 「短時間で継続的に行う人間関係づくりプログラム」を推進することにより、良好な人間関係の構築を図る。
- ⑩ 法やルールの背景に、どのような目的や価値があるかを考えさせる法教育の推進に努める。
- ⑪ 「スクールロイヤーによる法教育の視点を取り入れたいじめ予防授業」等いじめの未然防止にかかる県の取組について周知を図る。

(2) いじめの早期発見に関する取組

- ① 学校が行う定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
- ② 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
※竹田市いじめ相談電話（63-3933）

- ③ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
- ④ 県教育センター教育相談部（０９７－５０３－８９８７）や「２４時間子供ＳＯＳダイヤル（０１２０－０－７８３１０）」、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。
- ⑤ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、県が進める「スクールロイヤーを活用したいじめの初期対応」にかかる教職員研修など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。

(3) いじめへの対処に関する取組

- ① 市を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図る。
- ② 学校と連携し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒指導に係る体制や相談体制の充実を努め、学校の求めに応じて必要な支援や措置を講ずる。
- ④ いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがある。
- ⑤ いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行う。
- ⑥ いじめ防止のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係者、関係機関等との連携の強化を図る。

3 学校における取組

(1) いじめの未然防止に対する取組

- ① 児童生徒にとって、「学校が楽しく充実している」「安心して学校生活を送れる」「授業がわかる」という実感が得られるような教育活動を推進することがいじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げて「楽しい学校・わかる授業」づくりに取り組む。
- ② 校長は「竹田市いじめ防止基本方針」を踏まえ、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校HPや通信を通じて保護者や地域に広報する。このことは、児童生徒や保護者にとって学校生活を送る上での安心感やいじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ 年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめ防止に向けた教育活動の充実を図る。
- ④ 校内に「いじめ防止委員会」等、学校を挙げていじめ防止に取り組むための組織を構成する。構成メンバーは、校長、や教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなどから、学校の実態に応じて決定する。さらに、心理や福祉の専門家である SC や SSW などの外部委員を加えることを検討する。
- ⑤ 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
- ⑥ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑦ インターネットやSNS等を通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- ⑧ いじめの防止等の校内研修を企画・実施する。
- ⑨ 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進する。
- ⑩ いじめられても抵抗できず一人で我慢し、いじめに遭遇しても制止できない児童生徒もいることを前提に、相談しやすい体制を整えるとともに自分の考えを主張できる児童生徒を育成するための授業改善などを通じた取組を推進する。

- ⑪ いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はない。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童生徒の指導にあたる。
 - ⑫ いじめ防止や規範意識醸成等のために、警察やスクールサポーター等の関係機関と連携しながら法教育に取り組む。
- (2) いじめの早期発見に関する取組
- ① 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払う。
 - ② いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するように努める。
 - ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努める。
 - ④ 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
 - ⑤ 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための学校における相談窓口を設け、その周知を行う。
- (3) いじめへの対処に関する取組
- ① 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図る。
 - ② いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
 - ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
 - ④ 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
 - ⑤ いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ⑥ いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
 - ⑦ いじめを受けた児童生徒の保護者と、いじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
 - ⑧ 校長及び教員は、いじめを行っている児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。
 - ⑨ 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

【重大事態定義】（いじめ防止対策推進法）

（第28条）学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめによることを意味する。

(2) 「生命、心身または財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが想定される。

(3) 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校設置者または学校の判断により重大事案と認識する。

2 重大事態の発生

法第28条第1項の規定による重大事態が発生した場合には、学校は市教育委員会を通じて市長及び大分県教育委員会に報告するとともに、市教育委員会または学校は、重大事態に対し同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

3 竹田市及び竹田市教育委員会における取組

(1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合には、市長及び県教育委員会に報告し、市教育委員会が必要と認めた場合第三者からなる調査委員会（竹田市いじめ問題専門委員会）において速やかに調査等を行う。

(2) 重大事態発生の場合には、関係機関と連携しながら速やかに関係者に対し支援を行う。

(3) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を市長及び県教育委員会に報告する。

(4) 調査にかかるといじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

(5) 重大事故発生の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果について改めて調査（以下「再調査」

という。)を行うことができる。

- ・ 再調査を行う機関は、専門的な知識又は経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ・ 再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、市長は、その結果を議会に報告する。

(6) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 市及び教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- 2 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価などを用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

重大事態発生時の対応

